

平成25年度12月補正予算編成方針について

今回の補正予算は、次の項目を基本に、真に予算補正を必要とするものについて編成するものとする。

- (1) 「当初予算に要求できない事業に関する調書」を提出しているもののうち、今回補正する必要があるもの
- (2) 当初予算編成後の情勢変化に伴い、補正する必要があるもの
- (3) 消費税率の引上げ、工事労務単価の見直しおよび電気料金の値上げに伴い、補正する必要があるもの
- (4) 指定管理業務
 - ・更新施設については、消費税率の引上げおよび電気料金の値上げに伴い、債務負担行為の追加設定を行う必要があるもの
 - ・継続施設については、消費税率の引上げに伴うものおよび、電気料金の値上げに伴い、特に、債務負担行為の追加設定を行う必要があるもの
 - ・継続施設のうち、電気料金の値上げに伴い、25年度予算について、特に補正する必要があるもの
- (5) 債務負担行為の設定
 - ・指定管理業務に係るもの
 - ・複写機および軽印刷機等賃借料
 - ・建物清掃業務委託契約のうち、追加設定を行う必要があるもの